

改正 昭和41年4月1日規則第22号 昭和52年3月22日規則第9号
平成22年3月24日規則第17号 平成25年3月29日規則第31号

北海道地方競馬運営委員会条例施行規則を、次のように定める。

北海道地方競馬運営委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道地方競馬運営委員会条例（昭和28年北海道条例第17号）第5条の規定に基づき、北海道地方競馬運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和41年規則22号・平成22年17号〕

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

一部改正〔昭和41年規則22号・52年9号・平成25年31号〕

(議事)

第3条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

一部改正〔平成25年規則31号〕

(小委員会)

第4条 委員会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査審議するものとする。

3 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

追加〔昭和52年規則9号〕

第5条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、これを互選する。

2 小委員長は、小委員会を代表し、小委員会の議事その他の事務を処理する。

3 第2条及び第3条の規定は、小委員会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」と、「委員長」とあるのは「小委員長」と、「委員の」とあるのは「小委員会に属する委員の」と読み替えるものとする。

追加〔昭和52年規則9号〕、一部改正〔平成25年規則31号〕

(委員長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会及び小委員会の議事その他運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

一部改正〔昭和41年規則22号・52年9号・平成22年17号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。